

オンラインで完結する 本人確認方法の新設について

11月30日
施行

犯罪収益移転防止法施行規則改正の解説

犯 罪収益移転防止法では、口座開設などに際し、金融機関などに対して顧客の本人確認を行う義務を課している。具体的な本人確認方法は施行規則で規定しているが、本年11月30日、「オンラインで完結する本人確認方法」を追加することなどを内容とする改正が行われた。本稿では、改正事項のうち、「オンラインで完結する本人確認方法」の概要について、条文および公表されたパブリックコメント結果を踏まえて紹介・解説を行う。

フィンテック時代に対応

犯罪収益移転防止法（警察庁、金融庁など9省庁の共管）は現在、施行規則において、非対面取引時の本人確認（注1）方法として「顧客から本人確認書類の写しの送付を受け、顧客宅に転送不要郵便を送付する方法」

などを規定している。しかし、オンラインで完結する汎用的な本人確認方法が存在しないため、フィンテックビジネスに支障を来しているとの指摘もなされており、2017年6月に閣議決定された『未来投資戦略2017』では、「FinTech」に対応した効率的な本人確認の方法について検討を進める」と謳われて

いる。こうした動きを受けて金融庁は、昨年より金融機関やフィンテック企業などとともに「FinTech」時代のオンライン取引研究会」を設置。オンラインで完結する本人確認方法について、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の実効性と顧客の利便性の両面に配慮しながら

金融庁企画市場局市場課
課長補佐
（前総務企画局企画課調査室
課長補佐）

鈴木善計

企画市場局総務課調査室
課長補佐

濱端美佐

企画市場局総務課調査室
制度調査第一係長

畑考行

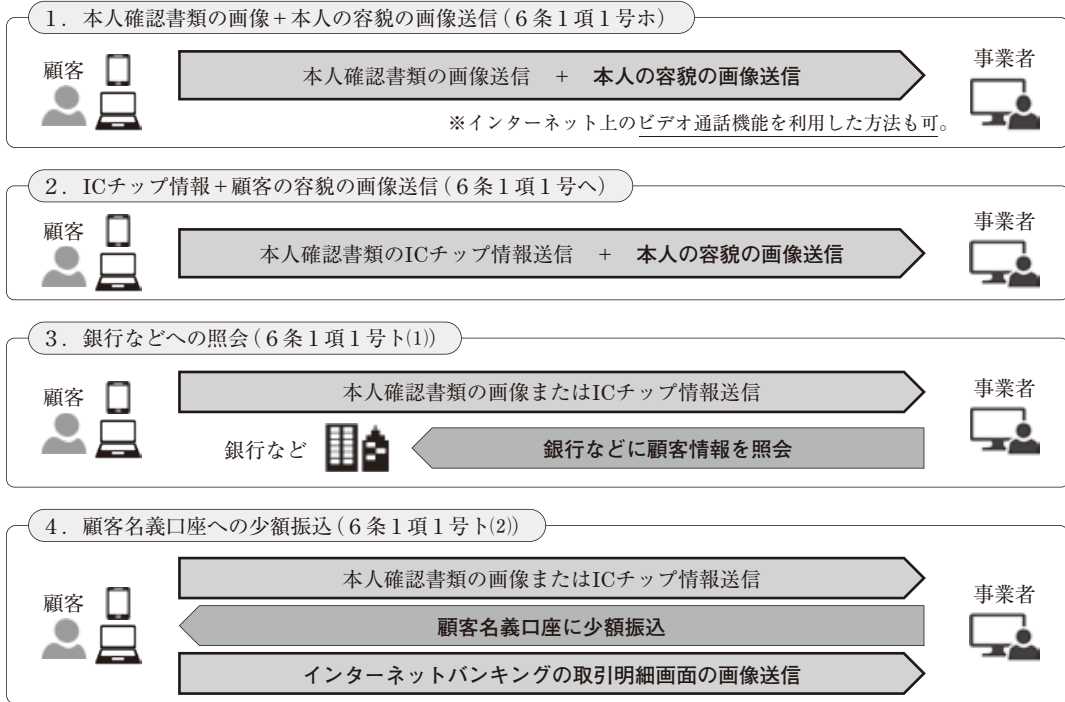
ら、メンバー外の団体などとも意見交換を行い、検討を実施した。次に解説する本人確認方法は、警察庁に要望して調整を図ったうえで、今般の改正に至ったものであり、11月30日に公布・施行された。

新たに加わった 本人確認方法とは

今般の改正により追加された、オンラインで完結する本人確認方法は、次の四つである（図表）。なお、追加された本人確認方法については、不正対策の内容などをあらかじめ法令で画一的に指定するのではなく、技

オンラインで完結する本人確認方法の新設について

【図表】 オンラインで完結する4つの本人確認方法



術革新や事業者の創意工夫による実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を可能とすることに配慮した。

①顧客から写真付き本人確認書類の画像と本人の容貌の画像の送信を受ける方法(インターネット上のビデオ通話機能を利用した方法も可)(施行規則6条1項1号ホ)

②顧客から写真付き本人確認書類のICチップ情報と本人の容貌の画像の送信を受ける方法(同6条1項1号へ)

③顧客から1枚に限り発行される本人確認書類の画像またはICチップ情報の送信を受けるとともに、銀行などの預貯金取扱金融機関またはクレジットカード会社に当該顧客が本人確認済みであることを確認する方法(同6条1項1号ト(1))

④顧客から1枚に限り発行される本人確認書類の画像またはICチップ情報の送信を受けるとともに、当該顧客の預貯金口座(銀行などにおいて本人確認済みのもの)に金銭を振り込み、当該顧客から当該振込を特定するために必要な事項が記載される

不正対策の観点

次に、各本人確認方法の留意事項について解説する。

(ア)ここでいう本人確認書類の画像とは、「特定事業者(犯罪収益移転防止法上の規制対象となる銀行などの事業者)が提供するソフトウェアを使用して撮影」されたものであることが要件とされている。「ソフトウェア」とは、スマートフォンなどのアプリを意味し、特定事業者が開発したソフトウェアに加え、特定事業者の委託先などが開発したソフトウェアもこれに含まれると考えられる。なお、不正対策の観点から、ソフトウェアは画像の加工機能がないものである必要があると考えられる(これは、ビデオ通話機能も同様)(前述の①、③、④関係)。

(イ)「写真付き本人確認書類」とは、具体的には運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどである。「1枚に限り発行

たインターネットバンキング画面の画像などの送付を受ける方法(同6条1項1号ト(2))

される本人確認書類」には、運転免許証などに加えて保険証なども含まれる（前述の①～④関係）。

(ウ)本人確認書類を撮影した画像については、本人確認書類の「厚みその他の特徴」が確認できるものでなければならぬとされている。「厚みその他の特徴」とは、本人確認書類の外形構造、機能などの特徴からその真正性の確認に資する部分であり、例示として厚みが挙げられている。例えば、特殊光をあてると本人確認書類から特殊な文字が浮かび上がるような本人確認書類があれば、それを撮影した画像も「特徴」に該当すると考えられる。また、「厚み」を確認できる部分を撮影する場合、本人確認書類を斜めに傾けて、本人確認書類の記載の全部または一部が写るようにして撮影させるなど、同一の本人確認書類の厚みが撮影されているかどうかを検証する必要があると考えられる。なお、これらの措置は、不正対策の観点から求められるものである（前述の①、③、④関係）。

(エ)不正対策の観点から、本人確認書類や容貌は、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して本人の確認時に撮影することが求められる。特定事業者は、この点を確認する必要がある。具体的な方法は特定事業者が判断することとなるが、例えば、本人確認書類および容貌の撮影時に、顧客に対してランダムに指定した行為の実施などを求めることが考えられる。

なお、本人確認書類と容貌は、検証に支障がなければ同時に撮影してもよい。また、①のビデオ通話機能を用いて顧客の挙動をリアルタイムに確認したときには、こうした措置をとる必要はないと考えられる（前述の①～④関係）。②～④でICチップ情報を送信する場合は本人確認書類の画像は不要。③、④は容貌の画像は不要。

(オ)顧客から送信を受ける本人確認書類や容貌の画像は、静止画に限らず動画でもよい。顧客から動画の送信を受けた場合、本人確認記録（注2）に添付するものは、動画である必要はなく、動画から必要部分を切り取った

画像でもよいと考えられる（前述の①～④関係）。

(カ)顧客から運転免許証やマイナンバーカードに組み込まれたICチップをカードリーダーで読み取った顧客情報の送信を受ける場合、秘密鍵で暗号化されている事項の送信を受け、これを公開鍵で復号することによって真正な情報であるかを確かめることが求められると考えられる（前述の②～④関係）。

(キ)特定事業者は、送信を受けた本人確認書類の顔写真と顧客の容貌が一致するかを確認する必要があるが、目視による確認に限らず、もっぱら十分な性能を有する顔認証技術を使用して確認することも可能と考えられる（前述の①、②関係）。

(ク)本人確認方法③（本人確認書類の画像などの送信＋銀行などへの照会）は、例えば、(ア)特定事業者のスマートフォンアプリの中で顧客から本人確認書類の画像などの送信を受ける(イ)特定事業者のアプリから当該顧客が利用する銀行などのWEBサイトに遷移する(ロ)当該顧客が銀行などのサイトでキャッシュ

カードの暗証番号やインターネットバンキングのログインパスワードなどを入力し、銀行などが本人確認済みの顧客である旨の確認をする(ハ)特定事業者がAPIなどを利用して銀行などが保有する当該顧客の情報と顧客から送信された本人確認書類の情報と一致しているかを確認するといった流れが想定される。

特定事業者は条文中、「他の特定事業者が当該顧客から当該顧客しか知りえない事項の申告を受けることにより、当該顧客が本人確認記録に記録されている顧客と同一であることを確認していること」を確認する義務を負う。先の例でいうと、ほかの特定事業者が(ニ)の措置を取ったあとでなければ(イ)の措置に移行できないシステムによって特定事業者と他の特定事業者との間で情報連携がなされた場合、特定事業者において当該確認がなされたことと評価できるものと考えられる（前述の③関係）。

(ケ)本人確認方法④（本人確認書類の画像などの送信＋顧客口座への振込）は、例えば、(ア)特定事業者のスマートフォンアプリ

オンラインで完結する本人確認方法の新設について

の中で顧客から本人確認書類の画像などの送信を受け、加えて顧客がすでにほかの銀行などで開設している口座の口座番号の伝達を受ける↓⑥特定事業者が顧客の口座に任意の金額を振り込む↓⑦当該顧客から当該振込を特定するために必要な事項が記載されたインターネットバンキング画面をスクリーンショットで撮影した画像などの送付を受けるといった流れが想定される。

特定事業者は、⑤に際し、本人確認書類に記載された顧客の氏名と顧客の口座名義が一致しているかを確認する必要がある。⑦の「当該振込を特定するために必要な事項」とは、例えば、特定事業者がランダムに決めた振込金額や特定事業者が振込人名義欄にランダムに付した識別番号などが考えられる。

条文中、この本人確認方法が利用できる預貯金口座は、振込先の銀行などにおいて本人確認済みの口座に限られている。特定事業者が振込先の銀行などにおいて当該口座が本人確認済みであるかどうかを確認する方法

としては、振込先の銀行などがすべての顧客について本人確認済みであることを公表していることを確認する方法や、すべての顧客が本人確認済みでない場合であっても、インターネットバンキングの利用約款で利用顧客は本人確認済みの顧客に限る旨を規定して公表しており、当該顧客がインターネットバンキングの利用顧客である旨を確認する方法（⑦でインターネットバンキング画面をスクリーンショットで撮影した画像の送付を受ける方法）などが考えられる。

なお、この確認方法を可能とするためには、銀行などの協力が必須であり、当該本人確認方法を利用できる社会的環境を整備する観点や自身のマネー・ロンドリングおよびテロ資金供与対策の高度化の観点から、上記措置を講ずることが期待される（前述の④関係）。

* * *

オンラインで完結する本人確認が、さまざまな事業者のイノベーションを進め、顧客の利便性につながることを期待される。

ただし、本人確認は、マネー・ロンドリングおよびテロ資金供与対策の入口となる重要な手段であることから、改正施行規則の施行後、これらの本人確認方法を採用する事業者は、利用者の利便性だけでなく、マネー・ロンドリングおよびテロ資金供与対策の実効性にも十分配慮して適切な運用に努めていただきたい。本稿が、オンラインで完結する本人確認方法の採用を検討する事業者やソフトウェア提供会社の参考になれば幸いである。

（本稿では、パブリックコメントに記載されている事項を網羅的に記載したわけではないため、条文およびパブリックコメント結果もよく参照していただきたい。本稿における意見は、執筆者の個人的見解であり、金融庁の公式見解ではない）

（注）法令において「本人特定事項の確認」と規定されているものを、本稿では、単に「本人確認」と記載している。本人特定事項とは、「氏名」「住所」「生

年月日」を指す。
2 法令において「確認記録」と規定されているものを、本稿では「本人確認記録」と記載している。

すずき よしかず
07年財務省入省、08年金融庁監督局信用機構対応室、14年総務企画局企画課信用制度参事官室、16年企画課調査室、18年7月から現職（総務課信用制度参事官室課長補佐を兼務）。
はまばた みさ
97年財務省関東財務局入省、08年金融庁監督局証券課、15年総務企画局政策課、17年7月から現職。
はた たかゆき
04年財務省近畿財務局入省、11年金融庁総務企画局企画課法務室、14年警察庁出向、16年7月から現職。